

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 29 年 3 月 29 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(別添)

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600741号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600273号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和41年2月28日から同年3月1日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

昭和41年2月28日から同年3月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和41年2月28日から同年3月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和41年2月28日から同年3月1日まで

私の厚生年金保険の記録は、A社で昭和41年2月28日に被保険者資格を喪失し、関連会社のC社で同年3月1日に資格を取得したことになる。A社からC社に異動したものの、1日の空きもなく継続して勤務していたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の雇用保険の記録並びに複数の同僚及びB社から提出された回答から判断すると、請求者は、請求期間において、A社に継続して勤務し(昭和41年3月1日にA社からC社に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、A社の事業所別被保険者名簿における請求者の昭和41年1月の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社の事業主は、昭和41年2月28日から同年3月1日までの期間について、社会保険事務所(当時)に届け出た請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失日、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては、いずれも不明と回答しているが、事

業主が被保険者資格喪失年月日を昭和 41 年 3 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを誤って同年 2 月 28 日と記録したとは考え難いことから、事業主から同年 2 月 28 日を資格喪失年月日として健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は請求者に係る同年 2 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

(別添)

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600726号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600274号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における昭和44年9月13日から昭和45年10月1日までの期間の厚生年金保険被保険者資格の種別を、第一種から特例第一種に訂正することが必要である。

昭和44年9月13日から昭和45年10月1日までの訂正後の被保険者種別については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者種別として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和44年9月13日から昭和45年10月1日まで

C保険者から、A社に勤務していた期間について、同保険者における加入記録と国が管理する厚生年金保険の加入記録が一致しない旨の連絡があった。厚生年金保険の記録において、請求期間は厚生年金基金の加入員ではない期間として記録されているが、同社は、請求期間も同厚生年金基金の設立事業所であったので、請求期間を厚生年金基金の加入員であった期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)によると、請求者のA社における厚生年金保険の被保険者種別は、被保険者資格を取得した昭和44年9月13日は第一種被保険者(一般男子)、その後、昭和45年10月1日から特例第一種被保険者(厚生年金基金の加入員である男子)と記録され、オンライン記録と一致していることが確認できる。

しかしながら、C保険者から提出された設立事業所の一覧表により、B社は、昭和43年10月1日から昭和57年3月31日まで同保険者の設立事業所であったことが確認できる上、請求期間当時の厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第122条において、「基金の設立事業所に使用される被保険者(第四種被保険者を除く。)は、当該基金の加入員とする。」と規定されていることから、請求者の請求期間に係る被保険者種別は、本来、特例第一種となる。

また、請求者の被保険者原票は、あらかじめ種別欄に「1」(第一種)と印字された様式が

使用されており、昭和45年10月1日以降の種別欄には「5」（特例第一種）と記録されていることから、社会保険事務所（当時）において、当初請求者の被保険者種別を誤って第一種と記録し、後に、昭和45年10月1日の定時決定以降について特例第一種に訂正したため、請求期間に係る被保険者種別は第一種と記録されたままとなったことがうかがえる。

このことについて、日本年金機構は、請求者の被保険者原票には種別欄に「1」と印字された様式が使用された経緯は不明であり、請求者の被保険者種別の誤りが判明したため昭和45年10月1日以降の被保険者種別については訂正したものの、資格取得時まで遡って被保険者種別の記録が確認されなかった可能性も考えられる旨回答している。

なお、A社において請求期間前後に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の被保険者原票を確認したところ、請求者と同様にあらかじめ種別欄に「1」と印字された様式が使用され、後に、定時決定以降に被保険者種別を「5」に訂正されている者が複数確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の被保険者種別が、請求期間当時の厚生年金保険法により特例第一種と記録されなければならないにもかかわらず第一種と記録されていることは、社会保険事務所における年金記録の管理が適切に行われていなかったためと考えられることから、請求者の請求期間における厚生年金保険の被保険者種別を特例第一種とすることが必要である。